

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
富田林保健所	<p>通勤手当について、病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていないものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="522 562 1412 716"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>戻入すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和2年4月から同年9月まで</td> <td>154,570円</td> <td>139,480円</td> <td>15,090円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額	A	令和2年4月から同年9月まで	154,570円	139,480円	15,090円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、その原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当に関するルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 (通勤手当) 第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 (支給対象期間) 第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。 (支給方法等) 第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。(以下略) 第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。(以下略)</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】 第4条関係 1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p>	<p>検出事項について、原因は、課長と総務事務担当者間で当該職員の出勤状況を共有できておらず、総務事務担当者において精算事務（戻入）を行う必要があるという認識に至らなかったことにある。</p> <p>過払いとなっていた通勤手当については、過年度の精算事務であるため、総務サービス課に戻入手続を依頼し、令和3年12月に精算事務を完了した。</p> <p>また、各課長に対し、課員に病気休暇等により長期休暇となる職員がいる場合は、総務事務担当者まで連絡するよう幹部会で情報共有するとともに、メールにて再度周知した。</p>
職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	戻入すべき額									
A	令和2年4月から同年9月まで	154,570円	139,480円	15,090円									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年11月1日から令和4年1月31日まで）